

西はりま消防組合火災予防条例

一部改正（案）の概要

1 改正の背景

平成24年5月13日に発生した福山市ホテル火災（死者7名、負傷者3名）を受け、総務省消防庁における「予防行政のあり方に関する検討会」において最終報告書が取りまとめられました。その中において、消防法令違反の建物に関する情報公開が、利用者の立場から非常に効果的であるとの提言を踏まえ、既に公表制度の運用を行っていた東京消防庁の実施例を参考に、他の消防本部においても同様の制度を実施できるよう検討が行われ制度化されたものです。

2 制度の目的

重大な消防法令違反が認められる建物において火災が発生した場合は、人命に多大な被害が出るおそれがあります。このような違反对象物に対しては、消防機関が改善命令を行い、建物等に命令内容が公示されることがありますが、公示に至るまでには、相当の時間を要し、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあります。このことから、重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に法令違反の内容を公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等

の適正な設置促進を期待するものです。

3 改正内容

(1) 公表の対象となる防火対象物

公表の対象となる防火対象物については、火災発生時の人命危険等を考慮し、不特定多数の者が出入りするもの（消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物）において実施することとしています。

(2) 公表の対象となる法令違反の内容

消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備は、火災被害を最小限にするための重要なものとして位置づけられており、設置義務があるにもかかわらず、当該設備を構成する機器等が設置されていないものを公表の対象とします。

(3) 公表の手続き

公表の流れは、西はりま消防組合火災予防規則において定め、消防機関が立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、同一の違反内容が認められる場合に、西はりま消防組合ホームページにおいて、防火対象物の名称、所在地、違反の内容等を公表します。